

第7章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等

本事業の実施に際して必要となる許認可等の種類は、以下に示すとおりである。

1. 都市計画法第19条第1項による計画決定
2. 都市計画法第29条の規定による開発許可
3. 森林法第10条の2の規定による林地開発許可
4. 大阪府自然環境保全条例第28条の規定による協定締結